20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.014

E_{15} ＝ 0.006

E_{16} ＝ 0.024

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.01289

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.01799

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 11 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{11} ＝ 0.074

G_{12} ＝ 0.062

G_{13} ＝ 0.050

G_{14} ＝ 0.024

G_{15} ＝ 0.010

G_{16} ＝ 0.041

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019

20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債として総務大臣が指定するものを除く。）の額に相当する額

E_{14} ＝ 0.014

E_{15} ＝ 0.024

E_{16} ＝ 0.025

E_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.012

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.025

E_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.016

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.021

F_n　平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た臨時地方道整備事業に係る地方債（総務大臣の指定する充当の率を超える部分に係るものを除く。）のうちふるさと林道緊急整備事業に係るものの額（平成 10 年度から平成 20 年度までの各年度において財源対策のため発行について同意又は許可を得た地方債の額として総務大臣が指定するものに限る。）

G_{10} ＝ 0.066

G_{11} ＝ 0.069

G_{12} ＝ 0.062

G_{13} ＝ 0.050

G_{14} ＝ 0.024

G_{15} ＝ 0.039

G_{16} ＝ 0.041

G_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.020

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.042

G_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.019